

介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター

施設サービス契約書

(以下「利用者」という。)と介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター(以下「当施設」という。)は、介護保険法に基づき事業者が利用者に対して行う介護保険施設サービスについて、次のとおり契約を締結するものとします。

(契約の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約の適用期間は、利用者と当施設が本契約に基づいて契約を締結したのち、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに締結を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約に改定が行われない限り、初回利用時の契約書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を越えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の振替日に支払うものとします。なお、支払いの方法は口座振替とさせていただきます。身元引受人は、利用者が負担する一切の債務を極額50万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ない身体拘束を行う場合においては、その態様及び時間その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また、事前に家族へ説明と同意を得るものとします。

2 身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針・特定個人情報取扱規程に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的（重要事項説明書に添付）を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべきこととして明記されていることから情報提供及び事務を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥ 介護保険に関連する申請他、行政手続き及び介護報酬請求事務
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、

専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(その他)

第14条 この契約書の内容は、甲府市長に届出て認可されており、そのことで効力を有します。契約内容を変更する場合は、その都度、甲府市長に変更申請をします。よって、契印を省略するものとします。

<別紙1>

介護老人保健施設甲府南ライフケアセンターのご案内
(平成28年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター
開設年月日	平成8年4月26日
所在地	甲府市住吉五丁目24-14
電話番号	055-241-3333
ファックス番号	055-241-7564
管理者	土屋 幸治
介護保険指定番号	1950180016

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設甲府南ライフケアセンターの運営方針]

- ①入所者等の心身の変化をできる限り事前に把握し適切な医療的管理のもと看護・介護・機能訓練、生活訓練等継続的なケアを行い、自立を支援し社会への復帰を目指す
- ②入所者等一人ひとりの個性を尊重し、その人らしく生きることができるようにし、家庭的雰囲気なかで「こころ」の交流を心がけ、レクリエーション、趣味などにより心身ともにたくましく「生きがい」をもって生きられるようなケアを行う。
- ③入所者等が社会復帰出来るよう家族をふくめた「チームケア」を行うとともに家庭及び地域に対して看護・介護等の教育訓練、指導及び相談事業を行い、関係市町村と連絡を密接にし在宅介護に対する地域住民の理解と協力を得られるよう啓蒙活動を行う。

(3) 施設の職員体制

職 種	資 格	員 数	勤務の体制		
管理者	医 師	1人	常勤		1人
医師		2人	常勤	1人	非常勤 1人
薬剤師		1人	常勤	人	非常勤 1人
看護職員		10人	常勤	10人	非常勤 人
介護職員		27人	常勤	27人	非常勤 人
支援相談員		2人	常勤	2人	常勤兼務 人
理学療法士		8人	常勤	8人	非常勤 人
作業療法士		0人	常勤	0人	
管理栄養士		1人	常勤	1人	非常勤 人
介護支援専門員		1人	常勤	1人	非常勤 人

(4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 30名)

・療養室 個室 9室、2人室 4室、3人室 1室、4人室 20室

(5) 通所定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00 ～ 9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 市立甲府病院
- ・住 所 甲府市増坪町366
- ・名 称 笛吹中央病院
- ・住 所 笛吹市石和町四日市場47番地1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ばば歯科医院
- ・住 所 甲府市川田町537-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

○面会（要予約）	13時30分から16時30分（土・日曜日・祝日・12/29～1/3を除く） ※感染症流行状況によって変動いたします。
○外出・外泊	届出に記入し、サービスステーションに提出してください。
○喫煙	敷地内は、禁煙となっています。
○事業所内の器具・備品	大切に使用してください。
○所持品・備品等の持込	現金などの持込はご遠慮ください。受付窓口でお預かりいたします。
○金銭・貴重品の管理	高価な物はご遠慮ください。また所持品には全て記名してください。

5. 非常災害対策

消防用設備	スプリンクラー設備 自動火災報知設備 非常放送装置 避難滑り台 誘導灯 消火器及び消火栓
消防計画	消防署への届出：平成8年3月28日 防火管理者：五味 広幸 内 容：避難訓練 年2回実施 通報訓練 年2回実施 消火訓練 年2回実施 洪水訓練 年1回実施

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話055-241-3333 内線113

担当 支援相談員・介護支援専門員 渡邊 浩司

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和 8年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

<在宅強化型>

【1単位：10.14円】

施設サービス費 I ii<従来型個室>				施設サービス費 I iv<多床室>			
	1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護度1 788単位	799円	1598円	2397円	要介護度1 871単位	884円	1767円	2650円
要介護度2 863単位	875円	1750円	2625円	要介護度2 947単位	961円	1921円	2881円
要介護度3 928単位	941円	1882円	2823円	要介護度3 1014単位	1029円	2057円	3085円
要介護度4 985単位	999円	1998円	2997円	要介護度4 1072単位	1087円	2174円	3261円
要介護度5 1040単位	1055円	2109円	3164円	要介護度5 1125単位	1141円	2282円	3423円
短期集中リハビリ 実施加算（I）258単位		1割 262円	2割 524円	3割 785円	(入所後3ヶ月以内)		

短期集中リハビリ 実施加算 (Ⅱ) 200 単位	1割	2割	3割	(入所後3ヶ月以内)		
	203円	406円	609円			
認知症短期集中リハビリ 加算 (Ⅰ) 240 単位	1割	2割	3割			
	244円	487円	730円			
認知症短期集中リハビリ 加算 (Ⅱ) 120 単位	1割	2割	3割	(入所後3ヶ月以内)		
	122円	244円	365円			
認知症ケア加算 76 単位	1割	77円	2割	154円	3割	231円
若年性認知症利用者 受入加算 120 単位	1割		2割		3割	
	122円		244円		365円	
ターミナルケア加算			1割	2割	3割	
(死亡日) 1900 単位			1927円	3854円	5780円	
(2~3日) 910 単位			923円	1846円	2769円	
(4~30日) 160 単位			163円	325円	486円	
(31~45日) 72 単位			73円	146円	219円	
自立支援推進加算 (1月につき) 300 単位	1割	305円	2割	609円	3割	913円
療養食加算 6 単位	1割	6円	2割	12円	3割	18円
経口移行加算 28 単位	1割	29円	2割	57円	3割	85円
経口維持加算 400 単位	Ⅰ. 著しい誤嚥が認められる方を対象 単位/月					
	1割	406円	2割	812円	3割	1216円
同 100 単位	Ⅱ. 誤嚥が認められる方を対象 単位/月					
	1割	102円	2割	203円	3割	304円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 90 単位	単位/日					
口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 110 単位	1割	92円	2割	183円	3割	274円
初期加算 (Ⅰ) 60 単位	1割	61円	2割	122円	3割	183円
初期加算 (Ⅱ) 30 単位	1割	31円	2割	61円	3割	91円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位	1割	2割	3割		(入所した日から起算して7日を限度)	
	203円	406円	608円			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ) 51 単位	1割	52円	2割	104円	3割	156円
所定疾患施設療養費 (Ⅱ) 480 単位	1割	487円	2割	974円	3割	1461円
かかりつけ医連携薬剤調整加算	1割		2割		3割	
(Ⅰ)イ 140 単位	142円		284円		426円	
(Ⅰ)ロ 70 単位	71円		142円		213円	
(Ⅱ) 240 単位	244円		487円		730円	
(Ⅲ) 100 単位	102円		203円		305円	
夜勤職員配置加算 24 単位/日	1割		2割		3割	
	25円		49円		73円	
協力医療機関連携加算 (1) 50 単位/月	1割		2割		3割	
R7 年度から	51円		102円		153円	

協力医療機関連携加算 (2) 5単位/月 R7年度から	1割	2割	3割
	5円	11円	16円
リハビリテーションマネジメント計画情報料加算(Ⅰ) (1月につき) 53単位 リハビリテーションマネジメント計画情報料加算(Ⅱ) (1月につき) 33単位	1割	2割	3割
	54円	108円	162円
科学的介護推進体制 (Ⅰ) 40単位 (Ⅱ) 60単位 1月につき	1割	2割	3割
	41円 61円	81円 122円	122円 183円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 13単位	1割	2割	3割
	3円 14円	6円 27円	9円 40円
安全対策体制加算20単位	1割	2割	3割
	21円	41円	61円
認知症チームケア推進 加算(Ⅰ) 150単位	1割	2割	3割
	153円	305円	457円
認知症チームケア推進 加算(Ⅱ) 120単位	1割	2割	3割
	122円	244円	365円
高齢者施設等感染対策向 上加算(Ⅰ) 10単位	1割	2割	3割
	11円	21円	31円
高齢者施設等感染対策向 上加算(Ⅱ) 5単位	1割	2割	3割
	5円	11円	16円
新興感染症施設療養費 240単位 (1月1回5日を限度)	1割	2割	3割
	244円	487円	730円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位/月	1割	2割	3割
	102円	203円	305円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月	1割	2割	3割
	11円	21円	31円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(*) 22単位 (Ⅱ) 18単位	1割	2割	3割
	23円 19円	45円 37円	67円 54円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(*) 所定単位数×97/1000		

(注) *基本給付費と印の項目は、基本的に全ての利用者様に必要となります。それ以外の項目は該当した場合に必要となります。

※ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362単位、1割は367円、2割は734円、3割は1101円 となります。

※ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450単位 1割 457円・2割 913円・3割 1368円

※ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 480単位 1割 487円・2割 974円・3割 1460円
退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

① 試行的退所時指導加算・・・ 400単位 1割 406円・2割 812円・3割 1216円

② 退所時情報提供加算(Ⅰ)・・・ 500単位 1割 507円・2割1014円・3割 1521円

退所時情報提供加算(Ⅱ)・・・ 250単位 1割 254円・2割 507円・3割 761円

③ 入退所前連携加算(Ⅰ)・・・ 600単位 1割 609円・2割1217円・3割 1826円

〃 (Ⅱ)・・・ 400単位 1割 406円・2割 812円・3割 1217円

- ④老人訪問看護指示加算・・・300単位 1割 305円・2割 609円・3割 912円
- ⑤退所時栄養情報連携加算・・・70単位 1割 71円・2割 142円・3割 213円
- ⑥再入所時栄養連携加算・・・200単位 1割 203円・2割 406円・3割 609円

※ なお、緊急時に所定の対応を行った場合、下記料金が加算されます。

- ① 緊急時治療管理(1日)・・・518単位 1割 526円・2割1051円・3割1576円
- ② 特定治療・・・・・・・・・・老人医科診療報酬点数に定める点数に10円を乗じて
得た額の1割、2割または3割

(2) その他の料金

入所者の希望による、理美容、教養娯楽費他あなたの生活において必要とするその費用は次のとおりです。

- ① 食費(1日当たり) 2250円
(ただし、食費について負担限度額認定(第1段階から第3段階まで)を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり)
 - ・従来型個室 1728円
 - ・多床室 437円
 (ただし、居住費について負担限度額認定(第1段階から第3段階まで)を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 理美容代 実費(1,700円)
- ④ その他

教養娯楽費	250円(レクリエーション、クラブ活動等の個別費用)
日常生活品費	330円(歯ブラシ10円、歯磨き粉10円、おしぼり75円、タオル70円、シャンプー10円、ボディソープ10円、ティッシュ15円、ペーパータオル45円、ハンドソープ15円、整容代(化粧品、クリーム、整髪料)70円)
洗濯代	800円(1回) 1ネット12点まで
ポリデント代	50円(月額)
電気製品持込使用料	テレビ、電気毛布等1品に付 月額330円
その他希望された物品	実 費
予防接種代(※)	実 費
文章料(死亡届等)	実 費
エンゼルケアセット代	実 費

※インフルエンザ予防接種料に関しては、ご利用者様がお住まいの市町村から補助がある場合があります

①と②は、基本的に全ての利用者様に必要となります。

(3) 料金の支払い方法

- ・あなたが当施設に支払う料金の支払い方法については月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分のご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、その月の振替日にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替とさせていただきます。

(4) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、自らが在住する市町村の窓口へ提出して差額(介護保険摘要部分の9割又は8割、7割)の払い戻しを受けてください。

施設サービス契約書

この契約書の締結を証するため、この契約書を2通作成し、利用者・ご家族（親族）及び事業所が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(入所者)

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先TEL _____

(ご家族・親族等身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先TEL _____

(事業者)

所在地 山梨県甲府市住吉5丁目24-14 _____

名 称 介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター _____

施設長 土屋 幸治 _____